

長洲町子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表

「計画書」・・・長洲町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）

旧						新																																					
<p><b>1 . 計画書 31 ページ</b> 『(1)利用者支援に関する事業（利用者支援） 【実績と見込み量の算定・確保の方策】』の記載</p> <p>「現在本町では、利用者支援に関する事業は実施していません。また、将来の人口推計とアンケート調査によるニーズ等から算定した、平成 27 年度～平成 31 年度の利用者支援に関する事業量の見込みもありませんでした。しかし、町といたしましては、身近な場所で必要な支援や相談が受けられるような体制を整えていきます。」</p>						<p>「本町では、平成 29 年 4 月から子育て世代総合支援センターを開設し、子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。」</p>																																					
<p><b>2 . 計画書 33 ページ</b> 『(4)子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 図表 14 子育て短期支援事業の見込み（ニーズ量）』の記載</p>						<p><b>平成 29 年度以降を次のように改める。</b></p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者実人数（人）</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>実施箇所（箇所）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>						区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	年間利用者実人数（人）	3	3	3	3	3	実施箇所（箇所）	1	1	1	1	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>・・・</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者実人数（人）</td> <td>・・・</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>実施箇所（箇所）</td> <td>・・・</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>					区分	・・・	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	年間利用者実人数（人）	・・・	3	3	3	実施箇所（箇所）	・・・	4	4	4
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																						
年間利用者実人数（人）	3	3	3	3	3																																						
実施箇所（箇所）	1	1	1	1	1																																						
区分	・・・	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																																							
年間利用者実人数（人）	・・・	3	3	3																																							
実施箇所（箇所）	・・・	4	4	4																																							

旧	新
<p><b>3 . 計画書 35 ページ</b> 『(6)一時預かり事業 【確保の方策】』の記載</p> <p>「現在の利用実績やニーズ量の見込みを考慮すると、現状で十分に対応できると考えられます。」</p>	<p>「現在の利用実績やニーズ量の見込みを考慮すると、現状で十分に対応できると考えられます。しかし、就労形態の多様化、3歳未満児保育のニーズの高まりから、保育サービスを確保するため、実施箇所の拡充を図ります。」</p>
<p><b>4 . 計画書 39 ページ</b> 『(11) 養育支援訪問事業 【確保の方策】』の記載</p> <p>「現在の利用実績やニーズ量の見込みを考慮すると、現状で十分に対応できると考えられます。」</p>	<p>「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。」</p>
<p><b>5 . 計画書への追記</b></p>	<p><b>計画書 39 ページ</b> (11) 養育支援訪問事業の次に次のように追加する。</p> <p>(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業 子ども・子育て支援新制度では、日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用等について、本町に定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。</p>

当該事業は、支給認定区分に応じて対象が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行います。

本町においては、平成 28 年度から生活保護世帯を対象に当該事業を行います。